

○薬事法施行規則等の一部改正について

(平成九年四月三〇日)

(薬発第六一三号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

薬事法施行規則の一部を改正する省令(平成九年厚生省令第四六号)について、それぞれ別添一のとおり公布され、同日から施行されたので、下記の改正要旨等にご留意の上、関係各方面に対し周知徹底及び指導方よろしくご配慮願いたい。

なお、本通知の写しを国立衛生試験所長、日本製薬団体連合会会長、日本薬剤師会会長、全日本薬種商協会会長並びに社会保険診療報酬支払基金理事長あて送付したところである。

記

第一 薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)の一部改正について

一 次に掲げる医薬品が指定医薬品から解除すること。

過酸化尿素〇・〇五％以下を含有する体外診断薬

二 次に掲げる医薬品を劇薬から解除すること。

過酸化尿素〇・〇五％以下を含有する体外診断薬

第二 今回の改正に係る医薬品の概要は別添二のとおりであること。

別添〔略〕